

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年3月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署
市民部音羽支所

2 監査の範囲
平成27年4月1日～平成29年2月8日

3 監査の実施期間
平成28年11月7日～平成29年2月8日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

公金取扱事務において、収納した公金を、教育委員会から預かった収納金分も含めて払い込んでいる方法は、出納員及び分任出納員に関する規則（昭和52年豊川市規則第18号）に定められた方法ではないため、関係部署と協議のうえ、適正な事務の執行について改善を図られたい。